

特記仕様書

委託業務名 : 檀原公苑不明水調査業務委託

工事番号 : ス振第34号

委託箇所 : 檀原市畝傍町51番外

第1条 適用について

本業務の履行にあたっては本特記仕様書によるほか「土木設計業務等委託必携（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

第2条 業務目的について

本業務は、檀原公苑内において不明水調査を行うものである。

第3条 提出書類について

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた後、調査に着手すること。

- ①着手届
- ②管理技術者及び照査技術者通知書
- ③工程表
- ④緊急連絡表
- ⑤調査計画書
- ⑥酸素欠乏危険作業主任者届（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと）

(2) 提出書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

(3) 調査が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

- ①完了届
- ②出来高調書
- ③調査記録写真帳
- ④完了図書一式

(4) 上記各項のほか、監督職員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

第4条 官公署等への手続き

(道路使用許可申請等)

本業務において、道路（歩道を含む）の規制等を行う際は、着手前に受注者において管轄警察署に道路使用許可申請等の必要な申請を行うこととする。なお、手続きに必要な費用は現場管理費に含むものとする。

第5条 現場体制について

- (1) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 受注者は、適正な調査の進捗を図ると共に、そのために十分な数の調査員を配置すること。

第6条 安全管理について

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な処置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図るとともに、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全確保に努めること。
- (2) マンホール、管きょ等に入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提出を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずると共に、監督職員及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な処置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあてること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の住居者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 現場調査には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けると共に、夜間には十分

な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全確保に努めること。

- (3) 調査区域内には交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公庁の指示に従うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。
- (6) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告すると共に、すみやかに必要な処置を講ずること。

5. 交通誘導警備員の配置

- (1) 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- (2) 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- (3) 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	備考
施行箇所	2名/日	交通誘導警備員B：2名	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

第7条 業務内容について

1. TVカメラ調査工

- (1) 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄・清掃し、調査の精度を高めること。
- (2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動させながら行うこと。
- (3) 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ、蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水等について異常の程度を確認し、全区間についてカラー撮影し、DVD等に収録すること。

- (4) 本管内の異常箇所の位置は正確に測定すること。
- (5) 管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大したカラー画像を保存するものとする。

2. 誤接合調査工（送煙試験）

- (1) 送煙試験は、誤接が予想される分流式下水道管路施設において、発煙筒を設置し、昇煙の有無によって誤接を判断する。この場合、以下の事項に注意して作業を行うこと。
 - ① 止水プラグ等を入れて、管きょを一時的に遮断しマンホール上に送風機を設置する。
 - ② 管きょに空気を送り込み、発煙筒を私用して送煙を行う。
 - ③ 管きょの異常を発見したら、スプレーペイント（有色）で目印をする。
 - ④ 送煙試験を行う前に、必ず消防署及び付近住民への連絡を徹底すること。
 - ⑤ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容を明記した黒板等を入れて行い、本管は20m当たり3枚以上を、宅地内は1戸あたり3枚以上を標準とする。

3. 報告書作成工

- (1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。
- (3) 調査結果の判定基準については、調査報告書記載要領の表1-3～1-5に基づき、表1-6～1-11に示す記録表に記載する。
- (4) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - ① CD-Rに納め3部（通常2部、公開用1部）提出するとともに製本版2部
 - ② 調査箇所のDVD等（2部）
 - ③ その他発注者が指示するもの

4. 建設副産物の処分

- 1. 本業務により発生する建設副産物の搬出については、（1）により扱うこととする。

(1) 汚泥（泥水）

本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込でいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示あり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更取扱いは、2.によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他受入条件
汚泥（泥水）	(株)山本工業 天理市庵治町161	10.9km	8:00～17:00 (日・祝除く)	現地問い合わせ による

2. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出（1.（1）①の場合を除く）について、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは以下のとおりとする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（1）～（5）である。

- （1）受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- （2）受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- （3）発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- （4）受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
- （5）受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等関係法令や「建設副産物適正処理推進要綱」などに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

3. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

第8条 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、業務着手時、中間1回、成果物納入時の計3回の打合せに加え、関係機関協議1回を実施する。

第9条 土地への立ち入り等

- （1）現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯するとともに、ビブスを着用して業務にあたるものとする。
- （2）身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。

- (3) 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。
- (4) 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5) 受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却しなければならない。
- (6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- (7) 業務実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。